様式第１（第３条、第４条、第５条、第６条、第７条関係）
第１表

ガスの販売量

１供給地点当たり月平均販売量(a1)×供給地点数(a2)×12＝ガスの販売量（A）

（ａ１）	（ａ２）	（A）
m^3／月		m^3／年

第２表

有形固定資産投資額

	項目＼特定製造所別	1	2	計	備考
土地	取得年月日	年　月　日	年　月　日		
	取得面積（b1）	m^2	m^2	m^2	
	取得価額（b2）	円	円	円	
	１㎡当たり取得価額（b2/b1）（b3）	円／m^2	円／m^2	円／m^2	
	所要面積（b4）	m^2	m^2	m^2	
	土地投資額（b3/b4）	円	円	（B①） 円	

	項　目＼投資額内訳		1供給地点当たり投資額（円）	供給地点数	投資額①（円）	投資額②（円）
建物及び償却資産	建物					－
	構築物					－
	集合装置				－	
	容器					－
	導管 共同住宅	導管取替（B④）			－	
		上記以外			－	
	導管 単独住宅	導管取替（B⑤）			－	
		上記以外			－	
	メーター					－
	備品					－
	車両(B⑥)					－
	投資額①計（B②）					－
	投資額②計（B③）				－	
	小計　B⑦（＝B②＋B③）					
	合計　B（＝B①＋B⑦）					

（注）１．当該供給地点群に係る特定製造所が３以上の場合は、２の右に欄を追加して記載すること。
２．取得時期の異なる建物及び償却資産を有する場合は、取得時期ごとに欄を設けて記載すること。
３．「導管取替」欄は、原価算定期間中の導管の取替えに係る投資額を記載すること。
４．消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項の規定により納税義務を免除された事業者（以下「免税事業者」という。）にあっては、建物及び償却資産について、１供給地点当たりの投資額に消費税等相当額を加算し、投資額を算定すること。

第３表

営業費項目別算定明細表

（１）原料費

ガスの販売量（A）÷産気率（ｃ１）＝原料の数量（ｃ２）

（A）	（ｃ１）	（ｃ２）
m^3／年	m^3／kg	kg／年

原料購入単価（ｃ３）　×　原料の数量（ｃ２）　＝　原料費（C）

（免税事業者）

原料購入単価（ｃ３）　×　原料の数量（ｃ２）×（１＋消費税等税率）＝ 原料費（C）

（注）消費税等税率 ＝ 消費税法に規定する消費税率 ×（１＋地方税法に規定する地方消費税率）

（ｃ３）	（ｃ２）	（C）
円／kg	kg／年	円

（注） 原料購入先及び購入単価を説明する資料を添付のこと。

（２）労務費

１供給地点当たり所要人数(ｄ１)　×　供給地点数(ｄ２)　＝　所要人員数（ｄ３）

（ｄ１）	（ｄ２）	（ｄ３）
人		人

１人当たり年間平均労務費(ｄ４)×所要人員数（ｄ３）＝労務費（D）

（ｄ４）	（ｄ３）	（D）
円	人	円

（３）修繕費

建物及び償却資産投資額(B⑦－B④－B⑤)　×　修繕費率(ｅ1)　＝　修繕費（E①）

（免税事業者）

建物及び償却資産投資額(B⑦-B④-B⑤)×修繕費率(ｅ１)×(１＋消費税等税率)　＝　修繕費（E①）

（B⑦－B④－B⑤）	（ｅ１）	（E①）
円		円

導管取替に係る投資額（B④＋B⑤）　×　修繕費率(ｅ２)　＝　修繕費（E②）

（免税事業者）

導管取替に係る投資額（B④＋B⑤）　×　修繕費率(ｅ２)　×（１＋消費税等税率）＝　修繕費(E②)

（B④＋B⑤）	（ｅ２）	（E②）
円		円

修繕費（E）（E①＋E②）	円

（４）租税課金

（固定資産税）

〔土　地〕

標準所要面積の範囲内の面積に係る固定資産税評価額（ｆ１）　×　地方税法に定める標準税率（ｆ２）　＝　土地に係る固定資産税（F①）

（ｆ１）	（ｆ２）	（F①）
円		円

（注）　ｆ１は、土地投資額B①を基に算定した額とする。

〔建物及び償却資産〕

建物及び償却資産投資額　（B②×$\frac{1}{2}$）＋（B③×軽減係数（ｆ３）×$\frac{1}{2}$）＝　建物及び償却資産に係る課税標準額（ｆ４）

（B②）	（B③）	（ｆ３）	（ｆ４）
円	円		円

建物及び償却資産に係る課税標準額（ｆ４）　×地方税法に定める標準税率（ｆ２）　＝　建物及び償却資産に係る固定資産税（F②）

（ｆ４）	（ｆ２）	（F②）
円		円

（注）　軽減係数ｆ３は、経済産業大臣が別に告示する値を用いるものとする。

固定資産税（F）（F①＋F②）	円

（事業税）

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料、減価償却費、その他経費、事業報酬額、法人税及び地方法人税（住民税を含む。）の合計額（ｇ１） × $\frac{\text{事業税率（ｇ２）}}{\text{１－事業税率}}$ ＝ 事業税（G）

（ｇ１）	（ｇ２）	（G）
円		円

（道路占用料）

１供給地点当たりの占用料（ｈ１） × 供給地点数（ｈ２） ＝ 道路占用料（H）

（ｈ１）	（ｈ２）	（H）
円		円

（５）減価償却費

建物及び償却資産（車両を除く。）投資額（B⑦－B⑥） ×償却率（ｉ１）＝ 減価償却費（Ⅰ①）

（B⑦－B⑥）	（ｉ１）	（Ⅰ①）
円		円

車両投資額（B⑥） × 償却率（ｉ２）＝ 減価償却費（Ⅰ②）

（B⑥）	（ｉ２）	（Ⅰ②）
円		円

減価償却費（Ⅰ）（Ⅰ①＋Ⅰ②）	円

（６）その他経費

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料及び減価償却費の合計額（ｊ１） ×諸経費率（ｊ２）＝その他経費（J）

（免税事業者）

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料及び減価償却費の合計額（ｊ１） × 諸経費率（ｊ２）×（１＋消費税等税率） ＝ その他経費（J）

（ｊ１）	（ｊ２）	（J）
円		円

第４表

営業費以外の項目算定明細表

（法人税）

事業報酬額（L） × 事業報酬額中の自己資本相当分比率（ｋ１） × 法人税係数（ｋ２） ＝ 法人税（K①）

（L）	（ｋ１）	（ｋ２）	（K①）
円			円

（地方法人税）

法人税（K①） × 地方法人税法に定める税率（ｋ３） ＝ 地方法人税（K②）

（K①）	（ｋ３）	（K②）
円		円

（住民税（法人税割に限る。））

法人税（K①） × 地方税法に定める標準税率（ｋ４） ＝ 住民税（K③）

（K①）	（ｋ４）	（K③）
円		円

法人税及び地方法人税並びに住民税（K） （K①＋K②＋K③）	円

第５表

事業報酬算定明細表

有形固定資産投資額（B）× 標準報酬率（ｌ１） ＝ 事業報酬額（L）

（B）	（ｌ１）	（L）
円		円

（注） 第14条第２項において準用する第７条の規定により財務体質強化原資を設けるときは、該当する欄を事業報酬額の欄の下に設け、財務体質強化原資の額を加えた額を記載し、これを除いた額を括弧内に記載すること。